

平成二十一年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年十月二十八日

広島県監査委員 富 永 健 三

同 川 上 征 矢

同 高 橋 義 則

同 加 賀 美 和 正

平成21年度包括外部監査の結果による措置状況

【知事所管分】

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>【テーマ】 広島県及び県出資法人の資金運用・調達方法について</p> | |
| <p>第3 連結財務諸表(「連結バランスシート」)から見た広島県全体の財政状態</p> | |
| <p>1 地方自治体の財政分析資料と情報公開(報告書 P13～)</p> <p>【意見】</p> <p>県民にとって分かりやすい県財政の承認手続と公表手続が説明されていない。例えば、県の決算スケジュールの説明及び財政状況公表の根拠がないため、県民の立場からは、前年度決算の報告が、なぜ、秋の11月頃になるのかが分からない。民間会社の場合、決算承認を行う株主総会は、原則、決算日以降3か月以内に行われるため、3月末の決算報告は、6月中に公表される。5月公表の「広島県の財政状況」は、よく注意して読むと、「前年度の下半期」の予算補正状況・予算執行状況、財産・地方債・一時借入金の状況を説明しているが、「前年度の1年間」の決算の内容であると誤認するおそれがある。</p> <p>このことを見ても、説明不足は否めない。県は、県民に対して、「説明責任(accountability)」を負っていることを忘れてはならない。</p> | <p>〔総務局〕</p> <p>今後、11月公表の「広島県の財政状況」において、決算スケジュールや財政状況公表の根拠を明示する。</p> |

2 地方自治体の連結財務諸表の意義 (報告書P14～)

【意見】

平成20年度連結決算が、平成22年1月末現在、未公表であるので、以下の意見は、「平成20年11月28日公表広島県の財政状況(平成19年度連結決算)」を対象としたものである。

平成23年度から適用される「基準モデル」で作成されれば、以下のような不合理は解消されるものと思われるが、平成22年度までは、現在の作成方法によるため、この時点までの連結情報の留意事項を県民に知らせることが必要と判断し、意見を述べる。

- ・ 「連結バランスシート」作成の前提条件である「注記」が、ほとんど省略されている。したがって、前提条件の欠けた財務情報の提供となっている。「連結バランスシート」の作成は試行段階の時期であったとは言え、「説明責任(accountability)」が全うされていないと思われる。

「連結バランスシート」の内容を補足するために不可欠な「注記」というのは、下記のとおりである。

- ①連結の範囲(連結対象法人の名称、出資割合、業務内容、比例連結を行った旨)
- ②会計処理の相違(会計基準の相違、有形固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準)
- ③出納整理期間における現金の受払い等の調整の内容
- ④独立行政法人固有の会計処理の調整の内容

【総務局】

平成20年度決算において、新たに総務省方式改訂モデルを作成基準として財務書類(財務4表)を作成し、あわせて概要版や具体的な作成方法をまとめた解説を作成・公表した。

引き続き、包括外部監査結果も踏まえ、県民にとってよりわかりやすい公表となるよう努める。

このうち、「広島県の財政状態」で開示されているのは、「関係団体の範囲」として「連結の範囲」に名称が示されているだけである。したがって、県民にとって「丁寧さを欠く不親切な開示」になっている(例えば、連結の範囲が説明と一致しないものがある。県の説明では、県が出資の100%を保有している社会福祉法人広島県福祉事業団は、連結の対象とならないそうであるが、その理由が明らかでない。また、出納閉鎖期間の取引内容が説明されていない。)

- ・ 債務負担行為の金額が「単年度予算主義」から抜け出せないため、記載金額が誤って、「当初設定額(1年間の予算承認金額のみ)」で記載されているが、正しくは「貸借対照表日現在の残高」で表示すべきである。また、債務負担行為の個別内容が、「その他」にほとんどが含まれているため、具体的内容が不明確である。

- ・ 連結決算の基礎となる「精算表」として、県は「並記式による地方公共団体連結バランスシート」も公表している(p21の参考資料を参照のこと)。これを分析すると次のような問題点がある。

①出資法人が保有している「県債」と県の負債としての「県債」が相殺されていないなど、債権・債務の相殺が適切に行われていない。

②また、未収入金は、「収入未済額」として、広島県歳入歳出決算審査意見書で公表されているが、一般会計の100億円が、「連結バランスシート」に100億円として計上されているのみであり(県税の未収が大部分である。)、特別会計の21億円は、相殺対象の未収入金として区分計上されていない(中小企業支援資金の未収が大部分である。)。また、後述する財団法人広島県農林振興センターの未払利子104億円も計上されていない(この財団の貸借対照表では、この未払利子は長期借入金に含めて表示されている。)

このため、普通会計の未収入金は、一般会計の100億円のみしか認識されておらず、特別会計の21億円と財団法人広島県農林センターの104億円の合計125億円が相殺の対象となっていない。この理由は、現金主義による官庁会計と発生主義による公益法人会計主体の「債権・債務の認識基準」の相違があると思われる。

- 相殺消去等の金額は、p21の参考資料に示されている「資産合計(103,177百万円)」は、「負債及び資産・負債差額合計(103,177百万円)」と一致するはずであるが、県の場合は、「負債及び資産・負債差額合計」そのものの金額欄がないので、貸借が一致するという原理が示されていない。

このため、単純に言うと、資産は1,031億円相殺されているが、負債から相殺されている金額が507億円(固定負債合計501億円と流動負債合計6億円)だけという結果を示しているだけである。

「総資産=負債+資産・負債差額」となる基本原理をこの精算表でも表示して、貸借一致の原則を示す必要がある。

県の「単体決算」は、監査委員監査の対象であるが、「連結バランスシート」は、監査委員監査の対象外である。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、諸比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、かつ、公表しなければならないが、県出資法人を含むバランスシートを直接対象とするものではない。ちなみに、この資料で言う「連結赤字比率」の「連結」とは、狭義の官庁会計である一般会計等(一般会計と特別会計を合わせた普通会計にほぼ相当する)と企業会計を採用する公営事業会計とを合わせた広島県単体の会計を意味する。県出資法人を含めた広い範囲での「連結」ではない。

| | |
|--|---|
| <p>3 連結決算から見た広島県の資金運用・調達の概要(報告書P22～)</p> <p>【意見】</p> <p>県の目標とする「資金管理の高度化・効率化」は、着実に進行している。資金運用は、担当課ごとの非効率な運用を止めて財政課に資金を集中させ、規模の利益を活かした資金の効率運用を実現している。これによって、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の改善は、一歩前進した。</p> <p>ただ、県の収支の改善目標である「プライマリーバランスの改善」は、「フロー」の観点からの「収支改善」であり、「ストック」である資産・負債を改善するという観点に欠けている。</p> <p>また、県出資法人を含めた「連結バランス」の改善が検討されていない。県単体及び県出資法人を含めた連結上の資産・負債の改善を視野に入れた財務分析を行い、資金の効率的な運用・調達の改善方法を検討する必要がある。</p> | <p>【総務局】</p> <p>現在、中期財政健全化計画の策定段階において、ストックの観点から財政健全化目標の検討を行っているところである。</p> <p>また、平成23年度決算から導入する「基準モデル」による財務書類や県出資法人の見直し等も踏まえ、効率的な運用・調達の改善方法について、引き続き検討したい。</p> |
| <p>第4 広島県の運用利回りと調達金利</p> | |
| <p>2 資金調達対象項目の期末(平均)残高と支払利子・支払利率(報告書P35～)</p> <p>【意見】</p> <p>県の「資金管理方針(平成20年4月18日公表)」では、歳計現金1,100億円と基金1,600億円との合計2,700億円を想定しているが、県単体のみの資金運用では規模の利益が享受されないため、資金効率改善には限界がある。</p> <p>法的な制約がなければ、県単体や県出資法人だけの限定的な資金運用ではなく県出資法人を含めた県全体での総合的な資金運用が検討されるべきである。</p> <p>資金の流動化を図り、規模の利益を活かせるよう資金効率の改善を行う必要がある。</p> | <p>【総務局】</p> <p>総合的な資金運用を検討する前に、まずは、各法人において資金運用の最適化を図る必要があると考えている。</p> <p>このため、県出資法人に対しては、資金管理方針のガイドラインを示すとともに、資金管理に関する説明会等を行っているところである。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>第5 広島県における基金の運用実績と問題点</p> | |
| <p>2 基金の個別的検討(報告書P41～)</p> | |
| <p>(1)災害救助基金(報告書 P42～)</p> <p>【指摘事項】</p> <p>広島県備蓄物資取扱要領第8によれば、「備蓄物資は、平常時から次の方法によって点検を行うものとする。</p> <p>(1)食料品及び生活必需品は、その保管状況及び外観上の異常の有無を1年に1回以上点検するものとする。</p> <p>(2)省略</p> <p>(3)備蓄物資の在庫数量は、常時確認できるように受払ごとに数量を整理するものとする。」と規定されている。</p> <p>備蓄物資を現地視察し、保管状況を確認した。外観上の異常は見受けられなかったが、在庫数量は、常時確認できるような管理状況ではなく、置き場所の位置と保管数量の把握が大雑把にしかなされていない。要領からは、実地棚卸を要求されていないが、資産の保全のためには、定期的に、実地棚卸を実施すべきである。また、帳簿残高と実数に差異がある場合は、この原因を分析することが必要である。</p> | <p>〔健康福祉局〕</p> <p>平成22年3月19日に実地棚卸を実施し、置き場所の位置と保管数量の把握を行った。帳簿残高と実数は、一致していた。</p> <p>今後も1年に1回以上実地棚卸を実施し、資産の保全を図ることとする。</p> |
| <p>(4)広島県大規模事業基金(報告書P43～)</p> <p>【意見】</p> <p>大規模な公共用施設の整備事業の計画がない昨今では、どちらかといえば財源調整的な使用が行われている。「県勢の発展に資する」という条例の解釈はさまざまに行えるので、基金とする必要はないのではないか。特に大規模事業基金としての存在意義は乏しい。</p> | <p>〔総務局〕</p> <p>広島県大規模事業基金については、条例に基づき、適切に活用しているところであるが、今後、大規模事業の見通し等も踏まえ、必要に応じて見直しの検討が必要と考えている。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(8)広島県土地開発基金(財産管理課)の基金台帳不備 (報告書P50～)</p> <p>【指摘事項】</p> <p>一部の土地の異動に際して、基金台帳に公簿面積と実測面積が混同して記載されていた。基金台帳の修正を速やかに行うべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>広島県土地開発基金は、事業化を中止した土地を保有し続けることで、資金が固定化してしまっている。その結果、基金の目的を有効に果しえないことになっている。土地取得というタイミングが重要な行政事務を支障なく実施することが、この基金の目的である。塩漬け土地を保有管理することが目的ではない。</p> <p>塩漬け土地には、上記の資金固定化ということとともに、計画中止によって一般会計の引き取り手がないまま時が経過してしまい、基金財産であることから利用が不可能となっている状況にあり、土地の有効活用の検討すらなされていない可能性がある。基金財産としておくよりは、普通財産として売却等を含めた有効活用を検討すべきである。</p> <p>また、この基金は昭和44年に自治省からの要請に基づいて設置されている。当時は社会資本充実のための用地取得問題がかなり難しい経済情勢にあったためである。</p> <p>しかし、いわゆるバブル経済崩壊後、土地の価格を含む経済情勢が変化していることから、当時の先行取得をする意義も低下している。基金廃止も視野に入れて検討する余地がある。なお、この基金は、平成21年12月の県の「事業仕分け」で、「不要」と仕分けされた。</p> | <p>〔総務局〕</p> <p>平成22年3月17日に基金台帳の修正を行った。</p> <p>基金財産として保有している土地については、所管局において、利活用を検討する。</p> <p>また、基金廃止についても、検討を行う。</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>(10)大規模社会福祉施設等建設基金(報告書 P54)</p> <p>【意見】</p> <p>県は、大規模な社会福祉施設等の建設のためという当初の設置目的を拡大解釈し、大規模と思われない施設等の整備事業にも基金を充当している。</p> <p>財源不足の折から致し方ない部分もあるが、設置目的によらない事業にしか使用されないのであれば、基金の整理・廃止を検討することが望まれる。</p> | <p>〔健康福祉局〕</p> <p>これまでの間、大規模社会福祉施設等建設基金条例の設置目的に沿い、社会福祉施設等の建造物及び附属設備の整備に係る経費等の財源に充てているところであり、平成 21 年度基金については、県立障害者リハビリテーションセンター整備事業等に充当したところである。</p> <p>今後も大規模社会福祉施設整備事業の実施が見込まれるため、引き続き基金の適切な運用に努めたい。</p> |
| <p>(21)広島県美術品等取得基金(文化芸術課)(報告書 P65～)</p> <p>【意見】</p> <p>基金 50 億円のうち、美術品等が 46 億円を占めているが、一般会計からの買い戻しが長期間実施されていない。最近 5 年間の美術品等取得はなく、平成 8 年度以前に繰り入れた基金が 10 年以上にわたり現在でもそのまま残っている状況である。約 50 億円の基金が必要かどうかを、将来計画とも見合わせて十分に検討すべき段階にきている。これを活用する予定がないのであれば、基金を取崩すことも検討する必要がある。</p> | <p>〔環境県民局〕</p> <p>基金による美術品等の取得が所期の収集目的を概ね達成したことから、平成 22 年 6 月 1 日付けで基金を廃止した。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第6 県出資法人の財政状態と問題点</p> | |
| <p>3 県の県出資法人に対する指導内容 県の県出資法人に対する指導部門についての改善(報告書P84～)</p> <p>【意見】 県出資法人に対する指導担当課(指導責任)をより明確にし、実効的な指導監督を行うことで、統制活動(統制環境)が構築されるよう、県出資法人を指導する総括課を独立して創設するなど体制を強化することが望ましい。</p> | <p>【総務局】 県出資法人に対する指導監督は、各所管課、総務課、財政課及び行政管理課で、それぞれ役割分担に応じ、連携を図りながら対応している。</p> <p>また、県による指導監督だけでなく、各法人においても、経営体制の強化、企業統治の仕組みづくりなど、内部統制強化への取組みを進めている。</p> |
| <p>4 指導内容についての問題点(報告書P86～) (1)預金運用商品として「別段預金」が明記されている点について</p> <p>【意見】 別段預金は、県出資法人の預金運用商品としてガイドラインに明記してあるが、出資法人では通常、利子の付かない預金であるので、預金運用商品の例からこれを削除することが望ましい。</p> <p>(2)預金運用商品として「決済用預金」が明記されている点について</p> <p>【意見】 現時点におけるペイオフ対策の必要性と資金運用の必要性を比較考量すると、決済用預金をガイドラインの預金運用商品の例から削除するまでの必要性はないものとするが、決済用預金は利子が付かないため、運用上の注意点を明記する必要があるものと思われる。</p> | <p>【総務局】 ガイドラインは、あくまで県出資法人の資金管理方針の策定又は見直しに当たっての目安として、雛型的に作成したものである。</p> <p>このため、資金管理方針に記載する具体的な預金運用商品の選定については、各法人の実態に応じて検討すべきものと考えている。</p> <p>決済用預金は利息が付かないことについて、説明会などにおいて周知している。</p> |

(3) 現在、各出資法人が保有する仕組債をどのように処分するかについて、資金の運用に記載していない点について

【意見】

県は、一部の県出資法人が資金運用の対象として仕組債を運用していることを承知しており、仕組債の購入に関して、県にも責任があるものと思われる。

県は、県出資法人が保有する仕組債につき、今後の取扱いに関する指導指針を策定する必要がある。

(4) 資金管理計画の策定(第4)について

【意見】

資金の実態を明確にするため、出資法人の資金管理のツール(道具)として、予算と実績を補足できる「月次資金繰り表」の作成を義務付けることが必要ではないかと思われる。

【総務局】

仕組債については、適用金利が為替に連動するなど、債券ごとに運用条件が異なることから、売却の可否、時期等については、個別に判断を行う必要があると考えている。

このため、仕組債を保有する法人において、運用状況等の把握、対応方針について十分検討を行った上で、県として個別に必要な指導・助言を行う。

月次資金繰り表については、各法人において必要に応じて作成すべきものとするが、資金管理に有効なものであるため、機会を捉えて指導・助言を行う。

5 監査対象法人の財政状態（報告書 P89～）

【意見】

多くの県出資法人は、多額な補助金等の資金が県や国から流入するため、潤沢な余裕資金が生れる傾向にあり、資金繰りが比較的に楽な財政状態にある。資金的な余裕があること自体は、独立した法人としては良好な財政状態にあることであるから問題は無いが、連結バランスシートの項でも述べたように、出資法人を含めた県全体から見ると資金の偏在があるということになる。

財政的観点から見て、将来的には、これら県出資法人の単独での資金の運用・調達について、見直しも不可避と考えられる。

【総務局】

社会情勢の変化等に対応した県出資法人のあり方や業務内容等の見直しを進める中で、資金の運用・調達についても見直しが必要と考えている。

【健康福祉局】

【(財) ひろしまこども夢財団】

県補助金（児童環境づくり推進機構事業補助金）及び賛助会費、広告費、寄付金等を主な財源として運営しており、補助金額が年々減少する中、自主財源の確保に努めるとともに効率的な事業運営を行ってきたが、資金繰りが楽な財政状態であるとは言い難い。

なお、当該補助金は平成 21 年度限りで廃止されたため、今年度は更に自主財源の確保に努めるとともに、県の子育て支援事業を受託することにより、管理運営経費の効率的な執行に努めている状況であり、今後も、県と一体となって子育て環境づくりを行う財団法人として安定的な運営が可能となるよう、県としても適切な支援が必要と考える。

【(財) 被爆者援護事業団】

現在、ほぼ全額県・市からの委託料により運営しており、余裕資金にはつながらない。

【(財) ひろしまドナーバンク】

平成 22 年度は、資金管理運営方針を作成する等安定した運営に努めている。

臓器移植普及推進事業（補助金） 4,000 千円

骨髄バンク等普及啓発事業（補助金） 700 千円

【(社福) 広島県福祉事業団】

県からは主に指定管理に係る委託料の支払いを受けているが、毎月の所要額を当該月の下旬に受けており、余裕資金にはつながらない。

【(財) 広島県健康福祉センター】

県から受けている資金は、県からの公の施設の指定管理や事業委託に係る委託料であるが、これらの大半は所要額を毎月受けており、余裕資金にはつながらない。

| 6 資金運用についての問題点 | |
|---|--|
| <p>(1)仕組債(報告書 P91～)</p> <p>【意見】</p> <p>仕組債は高度な金融技術を駆使した商品であるため、専門的な知識を持ち、金融市場動向の先行きを見通し、諸々のリスクを覚悟の上で、購入の是非を判断する必要がある。このような投機的な金融商品は、購入を差し控えることが望まれる。</p> <p>利払い停止となった仕組債の毀損額は、約3億円前後と予想される。毀損した仕組債は、償還期日まで長期に保有するのではなく、「損切りの基準」を設定して、証券会社等へ早期に売却し、固定化した資金の回収を早めることを検討する必要がある。長期間不良資産を抱えたままでは、資金の有効活用がなされない結果となる可能性が高いためである。</p> | <p>【健康福祉局】</p> <p>【(財) 広島県健康福祉センター】</p> <p>平成22年8月25日に、証券会社へ依頼し、継続保有・売却の両面からシミュレーションを行った。試算の結果、今売却した場合、3千万円の損失が生じることとなる。一方、契約条件により、利息が上限に達すれば、元本の償還と上限利息が支払われることとなる。試算では、平成28年7月に上限利息625万円に達する見込みであり、継続保有することとする。</p> <p>【商工労働局】</p> <p>【(公財) ひろしま産業振興機構】</p> <p>H21.5.13 付けの総務局長通知『県出資法人の資金管理方針に係るガイドライン』を受けて、公益法人の資金管理について、より安全性・流動性を確保した効率的な資金管理を徹底したところ、財団では「財産管理規程」を見直し、22年度から仕組債を運用対象から除外することとしている。</p> <p>資金の有効活用という観点からは、損切りによる売却も考えられ、証券会社と折衝しているところであるが、現在の時価で売却すると、大きな損失が発生する恐れもあることから、経済情勢等を勘案の上、十分な検討が必要であると考えている。</p> <p>【農林水産局】</p> <p>【(財) 広島県農林振興センター】</p> <p>県のガイドラインを基に平成21年8月1日付で資金管理規程を改正し、仕組債等の投機的な金融商品の新たな購入は行わないこととしている。</p> <p>また、平成21年度当初は仕組債を5億円保有していたが、その内金利系の1億円については平成21年11月30日にターゲット額を確保し償還された。</p> <p>為替系の残額4億円の内、米ドル系の2億円については現時点では、一時的に利払いが停止しているが、豪ドル系の2億円については、現在利払いが再開されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、豪ドルと米ドルの為替相場、発行体の格付け等に注視しながら、今後の対応策を検討する。</p> |

(2) 決済性預金(報告書P95～)

【意見】

ペイオフの発生する可能性が低くなっていることに伴い、無利子の決済用預金を利用する必要性も低くなっている。ただし、ペイオフの可能性は皆無とはいえないので、各県出資法人の資金繰りに必要な最低限度額を除いて、より効果的な資金の運用の方途を検討する必要がある。

【企画振興局】

【(財) ひろしま国際センター】

資金繰りに必要な最低限度額は決済性預金を利用し、余裕資金は公的債券および定期預金を中心に運用している。

【環境県民局】

【(財) もみのき森林公園協会】

決済用預金としては、必要な当座預金分を残し、それ以外は利子のつく普通預金で運用することとしている。

(包括外部監査の際も、上記のとおりのお扱いであったが、利子付きの普通預金を無利子の決済用預金と誤って回答していた。)

【福山リサイクル発電㈱】

プロジェクトファイナンスによる資金の調達を行っていることから、事業会社へのリスクを限りなくゼロにしておく必要があり、普通預金については、これまでどおり、決済用預金による運用で対応する。

【公立大学法人県立広島大学】

安全性にも配慮しながら、法人において翌月の支払資金等を勘案して決済用預金の保有金額について適切な対応に努め、平成 22 年 3 月末時点の決済用預金の保有額を平成 21 年 3 月末に比べ約 151 百万円削減し約 386 百万円余とした。

なお、当該法人においては「公立大学法人県立広島大学資金運用方針」に基づき、支払資金等に支障の出ないように留意しつつ可能な限り定期預金、国債等による運用を行っている。

【健康福祉局】

【(財) ひろしまこども夢財団】

決済性預金を見直し、現在は利用していない。

【(財) 被爆者援護事業団】

安全性、費用対効果等を考慮しながら、どのような資金運用が適当なのか、検討中である。

【(社福) 広島県福祉事業団】

資金繰りに必要な最低限度額は決済性預金を利用している。

【商工労働局】

【(公財) ひろしま産業振興機構】

無利子の決済用預金は、平成 22 年 2 月 1 日付けですべて普通預金へ変更済みである。

【(財) 広島勤労者職業福祉センター】

県から、普通預金等、より有利な資金運用の検討を指導しているところであるが、財団の基本財産の 2 / 3 を出捐し、財団の運営に主体的に関与している広島市からは、決済用預金で行うよう指導を受けているため、未対応となっている。

【農林水産局】

【(財) 広島県農林振興センター】

決済預金は、最低限必要な口座以外は、より効率的な資金運用のため平成 22 年 8 月 20 日付けで普通預金へ変更した。

【土木局】

【(財)広島海員会館】

(財)広島海員会館においては、事業活動は終了し、法人の清算中であり、清算業務に必要な資金を除き、普通預金で管理することとした。

【(財)広島県下水道公社】

広島県下水道公社にかかる経費は、毎月の必要額のみを委託料として概算払いし、毎年度収支が均衡するよう余剰金は、県へ返還される。

平成 20 年度末の残高 323 百万円は、未払い金で出納閉鎖までに支出が確定しており資金の安全面及び流動性の確保を重視する必要があることから決済用預金としている。

また、基本財産となる県及び関係市町からの出資金は安全面、流動性、運用効率の観点から定期預金としている。

いずれの資金もその性質から元本割れリスクのある資金運用方法は、適さないため現状以外の特段の検討を行っていない。

【広島空港ビルディング㈱】

広島空港ビルディング㈱が所有する決済用預金は、航空傷害保険、海外旅行傷害保険などの保険料専用決済口座のみである。

これらは、東京海上日動火災保険㈱との保険代理店契約に基づき、無利子の決済用預金口座とすることが定められているため、普通預金口座へ変更することは不可能であり、止むを得ないと考える。

【㈱ひろしま港湾管理センター】

㈱ひろしま港湾管理センターにおいては、H21 年 8 月 21 日資金管理方針を決定し、これに基づき資金管理を行うこととした。

預金で運用する資金については、資金繰りに必要な最低資金を除いて、普通預金又は定期預金とすることとしている。

【広島県土地開発公社】

土地開発公社の資金管理は、安全性及び流動性を確保したうえで効率性を求めている。運用は主として債券であり、預金は決済に特化している。決済用預金についてもペイオフ対策のために必要なものとして位置づけている。

土地開発公社の資金（現金及び預金）に係るペイオフへの対応状況は以下のとおり。（決算書に注記）

| | |
|------------|------------------|
| 現金及び預金の額 | 15,047,798,726 円 |
| （対応内訳） | |
| 国債及び地方債の額 | 14,643,700,341 円 |
| 借入金との逆相殺額 | 364,098,385 円 |
| 預金保険による保護額 | 40,000,000 円 |
| ペイオフ対応未了額 | 0 円 |

【広島県道路公社】

資金の安全性の確保と効果的な運用を検討している。

【広島高速道路公社】

資金の安全性の確保と効果的な運用を検討している。

【広島県住宅供給公社】

広島県住宅供給公社では、賃貸住宅等の家賃の受入れ金融機関として数社を指定し、指定した金融機関の家賃収入等は、安全性を考え、決済用預金での対応としている。（借入金がある金融機関を除く。）

決済用預金については、効率的な資金運用を図るため、これまで、1千万円を超える残高となった場合は、早急に普通預金に資金移動し、全体での資金運用を行っているところであり、今後も、効率的な資金運用に努める。

(3)退職給与引当特定資産(報告書P97～)

【意見】

退職給与引当特定資産として、退職給与引当金の100%相当額を拘束せずに、その一定割合を積み立てる方式を検討する必要がある。

また、法的な制約がなければ、規模の利益を活かせるよう、県出資法人全体による資金の合同運用について、検討する必要がある。

【総務局】

公益法人会計基準に関する実務指針によれば、退職給付引当資産については、退職給与引当金と同額まで設定することを強制されているわけではないが、将来必要となる資金が不足しないように準備しておくことは、財政運営の健全性を維持するために必要な措置であり、現状の取扱に問題があるとは考えていない。

(7月21日に開催した「県出資法人の資金管理に係る説明会」において、上記を県の考え方として関係課に説明した。)

【環境県民局】

【(公財)ひろしま文化振興財団、【(財)広島県女性会議、(財)広島県環境保全公社】

検討の結果、将来必要となる資金を不足しないように準備しておくことは、財政運営の健全性を維持するために必要な措置であり、現状の取扱いに問題があるとは考えられない。

【健康福祉局】

【(財)被爆者援護事業団】

退職給与引当金については、100%積み立てる必要があると考えるため、平成18年度から15年間で、相当額を計上する。

【(社福)広島県福祉事業団】

100%相当額を引当又は共済加入すべきと考えており、意見に対する措置を講じていない。

【(財)広島県健康福祉センター】

引当金の一定割合(70%)を積み立てる方式としている。

【商工労働局】

【(公財) ひろしま産業振興機構】

平成 18 年度に監査委員事務局の指導により、100%の引当金を積み立ててきたところであるが、包括外部監査の結果を受け、改めて専門家の意見を参考に、財団の資金管理会議等で検討することとしている。

※公益法人会計基準に関する実務指針においては、『引当金と同額の資産を積み立てることを強制するものでない』としている。

【農林水産局】

【(社) 広島県野菜価格安定資金協会】

職員 1 名分の引当金であるため、全額を留保せざるを得ない。

また、定期預金で運用も行っており、運用方法についても妥当と考えている。

【土木局】

【(財) 広島県建設技術センター】

(財) 広島県建設技術センターは、平成 22 年 3 月 31 日をもって解散した。

【(財) 広島県下水道公社】

広島県下水道公社については、現在の退職金支給予定者は 1 名であり、千円未満の端数を除く支給予定額を定期預金（1 年間）としている。

対象者は高齢であり数年先には、支給義務が生じるため、流動性と安全性の観点から現在の手法には、妥当性があると考えられるため特段の検討を行っていない。

| | |
|---|--|
| <p>(4) 余裕資金の運用(P99～)</p> <p>【意見】</p> <p>事業の中断や延期、資金負担の軽減などの理由によって、資金繰りに余裕が生じ、特定の県出資法人が多額の資金を保有し続けているのは、県全体の観点から見た場合、資金運用が非効率であると思われる。余裕資金が長期間、特定の県出資法人に放置されるのは、県全体の立場から望ましくない。</p> <p>したがって、県出資法人に余裕資金が発生した場合には、補助金等の支給を停止し、実際に、県出資法人が資金を必要とする時に、県が融資や補助をすることができるような資金支援の制度化の検討が望まれる。</p> | <p>【環境県民局】</p> <p>【(財) 広島県環境保全公社】</p> <p>検討の結果、現在保有している資金は、今後開設予定の出島処分場の建設・管理を実施するためのものであるため、これまでの方針に変更はない。</p> <p>【土木局】</p> <p>【(株)ひろしま港湾管理センター】</p> <p>運用資金約 13 億円の内訳は、資本金及び返済金、預り保証金であり、将来償還すべき返済金の原資である。</p> <p>返済金は県からの無利子貸付金に係るものであり、早期の資金回収を視野に入れ、国とも協議していくこととしている。</p> <p>なお、当法人に対して県から補助金等の支給は行っておらず、委託契約に基づく対価の支払いを行っているのみである。</p> |
| <p>(5) 公益法人の株式保有(報告書 P102～)</p> <p>【意見】</p> <p>株式の保有によって、広島県環境保全公社が福山リサイクル発電(株)を実質的に支配するおそれがないとは必ずしも言えないので、株式を保有することの適否について検討することが望ましい。</p> | <p>【環境県民局】</p> <p>検討の結果、福山リサイクル発電(株)の株式を保有することは問題ないと考えている。</p> <p>「公益法人の設立許可及び指導監督基準」において、公益法人は次の 2 つの場合を除き、株式保有が禁止されている。</p> <p>①財団法人の基本財産として寄附された場合 ②運用財産の管理運用としてのポートフォリオ運用の場合</p> <p>当該事例については、上記の規定に該当しないものであるが、公益的な見地から当該株式を取得し、公益目的を達成するために処分できないものであることから、原則禁止の例外として許容されるべきものと考えている。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(6)満期保有目的以外で保有する有価証券 (報告書 P104～)</p> <p>【意見】</p> <p>広島県土地開発公社は、ペイオフ対策のために保有している「有価証券(債券)」を、土地開発公社経理基準に従い、「現金・預金」として表示している。これは、総務省の通達等によるものであるため、科目の表示はこれに従うしかないが、時価情報の開示については不備がある。</p> <p>今後は、公社で検討中の時価情報の開示を行い、民間の会計基準との整合性を図ることが望まれる。</p> | <p>【土木局】</p> <p>【広島県土地開発公社】</p> <p>広島県土地開発公社が保有する有価証券については、引き続き「土地開発公社経理基準要綱」に従った会計処理を行っているが、平成 21 年度決算から、独自に保有する有価証券の時価情報を注記している。</p> <p>また、県の包括外部監査で、「土地開発公社経理基準要綱」では保有する有価証券の時価情報の開示に不備があるとの意見が示されたことを、全国都道府県土地開発公社連絡協議会の研修会に議題として提出しており、総務省を含めて検討する予定である。</p> |
| <p>(7)広島県債の保有(報告書P106～)</p> <p>【意見】</p> <p>債券の発行者と購入者が経済的に同一である場合、連結して考えると、必要な資金調達にならない。他会計からの借入と同じ結果をもたらすため、真水としての資金が調達されない。</p> <p>したがって、連結対象の県出資法人の場合、(証券会社などから偶然に入札等で県債を購入する場合を除き)敢えて県債を指名し、積極的にこれを購入することは、県全体の観点からは、県債総額の実質的な減少に貢献しない場合があることを頭の隅に留めておく必要がある。</p> | <p>【総務局】</p> <p>連結決算の場合、連結対象の県出資法人が本県債を指名し、購入した場合は、県債総額の実質的な減少に貢献しないということは認識している。また、「県出資法人の資金管理方針に係るガイドライン」において、債券運用については、安全性、流動性等が十分確保できる国債、地方債等に限定するとともに、運用益の最大化を図るため、取引手法について、競争性に優れた入札方法とする旨、明記しているところである。</p> <p>【健康福祉局】</p> <p>【(財)ひろしまこども夢財団】</p> <p>基本財産を広島県公募債・広島市公募債で運用している。財団としては、元本が保証されつつ、できるだけ高利回りの金融商品による運用を基本として、適宜、見直しを行うこととしている。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>【(財) 広島県健康福祉センター】</p> <p>広島県債については、平成 14 年 12 月にペイオフ対策として、6 千万円分を購入している。平成 24 年 12 月に満期を迎えることから、満期後については、指摘の内容を踏まえ、県債での資金運用については、慎重に対応していきたいと考えている。</p> |
| <p>(8)系統金融機関のみの資金運用(報告書 P108～)</p> <p>【意見】</p> <p>(社) 広島県野菜価格安定資金協会は、規定によって、全預金を農協系の系統金融機関のみに集中させている。この点は、リスク分散の観点からは望ましいものとは言えない。県は、この状況を改善するよう指導することが望まれる。</p> | <p>【農林水産局】</p> <p>【(社) 広島県野菜価格安定資金協会】</p> <p>リスク分散した資産運用を行うよう、資産運用規程の改正に向けた指導を行った。</p> <p>現在、広島県野菜価格安定資金協会において検討をしているところである。</p> |
| <p>(9)時価のない有価証券の減損処理(報告書 P108～)</p> <p>【意見】</p> <p>広島空港ビルディング(株)は、広島エアポートビレッジ開発(株)に対する減損処理を行っているが、この時価のない有価証券の減損処理が適切になされていない。今後、時価の見積もり修正が必要と思われる(前期決算では、1 億 5 百万円の関係会社株式が過大計上されていることになる。</p> <p>なお、時価の見積もり修正によって、総額 13 億 41 百万円の関係会社株式が毀損することになる。)</p> | <p>【土木局】</p> <p>広島エアポートビレッジ開発(株) (以下、H A V と略す。)の株式の評価について、20 年度末時点での回復可能性を検討する際には、H A V が民事再生法を適用申請する以前であり、自主再建の可能性もあったため、簿価純資産額までの減額を行うこととし、推移を見守る方針であった。</p> <p>21 年度末時点での回復可能性を検討する際には、H A V の策定した民事再生計画案が否決され、自主再建の可能性がなくなり、100%減資もしくは破産の可能性が高まったため、1 円を備忘価額として残し、残額を減損処理することとした。</p> |

(10)その他の不備事項(報告書 P110～)

【指摘事項】

下記のような負債と資本の混同があり、「利益留保性積立金」と考えられるものが「負債」に区分計上されている。

単位：百万円

| No. | 名 称 | 金 額 | 備 考 |
|-----|--------------------|-------|--------------------------------|
| 5 | (財)広島県環境保全公社 | 35 | 維持管理積立金 |
| 6 | (財)もみのき森林公園協会 | 1 | 経営基盤強化積立基金 |
| 12 | (財)広島勤労福祉事業団 | 55 | 補助積立金。指定正味財産への振替を検討しているとのこと。 |
| 16 | (財)広島海員会館 | 90 | 設備圧縮損引当金 |
| 19 | (財)広島県教育職員互助組合 | 3,250 | 支払準備金 |
| 33 | (社)広島県果実生産出荷安定基金協会 | 184 | 長野県、青森県基金協会では、指定正味財産。検討するとのこと。 |
| | 合 計 | 3,615 | |

(注)No.は「25%以上県出資法人一覧」の記載による。

以上から、合計 36 億 15 百万円の純資産が、「負債」として認識され、会計処理されている。正味財産は、したがって、36 億 15 百万円増加する。上記のうち、法令の規定など個別の会計基準に基づいて強制的に負債に計上されているものを除き、今後の決算で科目修正を行う必要がある。

【環境県民局】

【(財) 広島県環境保全公社】

検討の結果、これまでの方針に変更はない。

(理由)

維持管理積立金は損金計上を租税特別措置法で認められており、「利益留保性積立金」としても公益法人会計上、利益処分計上の規定が無く、負債に計上しているものである。

正味財産増減計算書上費用化したものを、B/Sの正味財産に計上した場合、正味財産増減計算書期末残高とB/S正味財産が一致しないことになり、顧問公認会計士の指導を受けた上で、公益法人会計処理上やむなく処理しているものである。

【(財) もみのき森林公園協会】

平成 21 年度の決算時に、固定資産の「減価償却引当預金」に科目修正を行った。

【商工労働局】

【(財) 広島勤労福祉事業団】

負債として計上されている補助積立金は、「利益留保性積立金」ではなく、減価償却累計額の一部として計上すべきものである。

このことについて、県から指導を行ったところ、財団において、平成 22 年 5 月の理事会で協議を行い、平成 22 年度決算からの修正を検討しているところである。

【農林水産局】

【(社) 広島県果実生産出荷安定基金協会】

県基金協会は、当該資産を取り崩して事業に活用する際には、中央果実基金協会に対する一部返還を想定して、負債として扱うことが適切であると判断してきた。

H21 年度の決算時において、指定正味財産への科目修正を行うよう指導したところ、県基金協会は、中央果実基金協会から本年度示される予定の当該資産の具体的な取扱方針に基づき、次期決算期において科目修正等を行うこととした。

| | |
|---|--|
| | <p>【土木局】</p> <p>【(財) 広島県海員会館】</p> <p>21 年度決算で修正すべきところ、21 年度途中の事業廃止に伴い、設備圧縮損引当金の対象である設備を除却したため、21 年度決算においては計上していない(計上自体が不要となった。)</p> |
| <p>【指摘事項】</p> <p>① 帳簿(借入金台帳)の記帳が誤っていたもの</p> <p>広島県道路公社の借入金台帳を調査したところ、民間銀行 2 行の利子の記載額が金銭消費貸借契約の変更があるにも拘らず(平成 16 年、17 年以降)、訂正が行われていなかった。毎期の決算残高が帳簿と不整合であったことになる。</p> <p>② 残高証明書が入手されていないもの (P.110)</p> <p>決算期末時点で、すべての取引金融機関から「残高証明書」を入手し、これを保管しておくことは、役員と財務担当者の最低限の会計責任であると考えるところが、これの入手と保管がなされていない県出資法人があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福山リサイクル発電㈱ ・ (社) 広島県果実生産出荷安定基金協会 <p>③ 通帳が、1 年以上未記帳であったもの、また、利用のない口座を解約していないもの</p> <p>(財) 広島県健康福祉センター</p> <p>(一部の定期預金通帳が未記帳であった。また、財務担当者は、当座預金に取引がないため、当座勘定照合表の存在と小切手帳の存在があることを知らなかった。)</p> | <p>【土木局】</p> <p>【広島県道路公社】</p> <p>指摘を受け、帳簿を訂正した。</p> <p>【環境県民局】</p> <p>【福山リサイクル発電㈱】</p> <p>第 10 期(平成 21 年度)期末から、全ての取引金融機関の「残高証明」を入手して保管している。</p> <p>【農林水産局】</p> <p>【(社) 広島県果実生産出荷安定基金協会】</p> <p>平成 21 年度の決算時(H22.5)に残高証明を入手したことを確認した。</p> <p>【健康福祉局】</p> <p>【(財) 広島県健康福祉センター】</p> <p>指摘を受け、未記帳の定期預金は記帳済みである。</p> <p>長期間利用のなかった当座預金は、ペイオフ対策として保有していたものであるが、今後の利用が見込まれないため、指摘を受け、解約済みである。</p> |

【指摘事項】

④ 役員退職慰労引当金の不適切な積立

広島空港ビルディング(株)は、内規として、「役員退職慰労金支給基準」を平成 15 年 6 月に設定し、支給基準額の算定方法として、「歴任した各役位ごとの基本的報酬月額に役位別基準率と役位別在任年数を乗じて得た額とする。」と規定している。

それにも拘わらず、非常勤取締役として、役員報酬(役員給与)の支給がない 2 名に対し、役員退職慰労引当金を設定している。役員報酬を支給していない非常勤役員に退職慰労金を支給することは、「基本的役員報酬月額」が「ゼロ」であるから、本来はあり得ない。

在職中の役員に対し正当な報酬を支給しない理由があるからこそ、役員報酬を支給しないはずである。したがって、在職中の功労に報いるとして、あえて、取締役会が定時株主総会の議案として、役員退職慰労金を支給する必然性はない。

株主総会の承認が得られれば、法律上の問題は無いのかもしれないが、県の出資を受ける第三セクター(県の出資割合は 39.2%)で、このような内規の規準と異なる支給が行われることは、適当とは思われない。金額的な重要性はないが(84 万 4,000 円)、これを取り崩し、支給をしないことが妥当である。

【土木局】

【広島空港ビルディング(株)】

平成 22 年 5 月 24 日開催の第 139 回取締役会において、平成 22 年 6 月末をもって役員退職慰労金の新規引当を行わないよう、退職慰労金支給基準を改定した。

また、非常勤取締役のうち、役員報酬を支給していない 2 名については、役員退職慰労金の支給を取りやめることとし、引当金に計上していた 84 万 4,000 円を取り崩す処理を行った。

| | |
|---|---|
| <p>7 資金調達についての問題点 (報告書 P112～)</p> | |
| <p>(1) 過大な預金担保(報告書P112)</p> <p>【意見】</p> <p>福山リサイクル発電(株)は、借入金と同額の定期預金を銀行に担保提供している。無駄な借入利子を支払うよりも、定期預金を解約することによって、借入金を返済し、資金効率を改善することが望まれる。</p> | <p>【環境県民局】</p> <p>【福山リサイクル発電(株)】</p> <p>定期預金の運用については、これからの事業運営に必要となる資金(出資金の返還、配当金の支払い、大規模修繕の経費)を充てており、借入金の返済については、これまでどおり当初計画に沿って対応する。</p> <p>なお、預金の担保設定は、プロジェクトファイナンスを成立させるために必要なものである。</p> |
| <p>(2) 県からの無利子借入(P113～)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (財)ひろしま産業振興機構の2事業への25億円の無利子の資金貸付けは、非効率となっている。この2事業が保有する程度の小額の運用資産の運用利益で事業を運営する方式は、現在の経済環境下では、現実性を欠く方法となっているからである。中小企業に対する資金的な支援は、県が予算化して、その都度必要な資金を供給する方式とし、現在の資金貸付残高を圧縮することを検討する必要がある。中小企業支援制度そのものの見直しが見られる。 | <p>【商工労働局】</p> <p>【(公財)ひろしま産業振興機構】</p> <p>企業ニーズや事業効果を検証した結果、次のとおり対応することとした。</p> <p>中心市街地商業活性化基金(10億円)については、平成23年度の償還期日を持って終了する。</p> <p>また、ひろしまチャレンジ基金(15億円)については、国の「地域中小企業応援ファンド」のスキーム(12億円の無利子融資)を活用して創設した制度であるため、今後の国の見直し動向を注視することとする。</p> <p>なお、県としては、資金効率が高く、企業からの応募件数も伸びていることから、貸付期間満了まで継続したいと考えている。</p> <p>【応募件数の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業化促進事業 <ul style="list-style-type: none"> H20年度23件, H21年度25件, H22年度38件 ○市場化促進事業 <ul style="list-style-type: none"> H20年度12件, H21年度8件, H22年度11件 |

| | |
|---|--|
| <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> （財）広島県農林振興センターに対する貸付金及び利子 312 億円は、これらが、30 年後に一括償還されなかった場合、将来、県民の負担になる可能性がある。 <p>現在、（財）広島県農林振興センター、県、土地所有者は、一体となって、県貸付金の償還に向けて、分収契約見直しなどの経営改善に取り組んでいる。</p> <p>ただし、①収支計画の要素である木材価格が景気動向等に影響されること、②償還期間が長期にわたることなどのため、財団法人広島県農林振興センターは、事業地ごとの長期収支見込計画を作成し、定期的な見直しを行うなどによって償還を確実なものとするのが望まれる。</p> <p>また、県との協議によって、借入資金の着実な弁済計画を策定し、これを実行する必要がある。</p> | <p>【農林水産局】</p> <p>【(財) 広島県農林振興センター】</p> <p>事業地ごとの長期収支見込計画については、現在、広島県農林振興センターの事業地の実態について、標準地調査等を実施しているところであり、全事業地について平成 25 年度までで可能な限り早く把握し、その結果を踏まえて作成する。</p> <p>またその内容については、木材価格の動向等を踏まえ、定期的に見直しを実施する。</p> <p>借入金の償還については、事業地毎及び全体の長期収支見込計画を踏まえて、県と協議して対応策を早急に検討する。</p> |
| <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> （株）ひろしま港湾管理センターへの無利子貸付資金（広島県特定用途港湾施設整備事業無利子貸付金）は、当初の目的である施設の整備は既に達成しており、現状では単に運用資金となっていることから、早期に資金の回収を図る必要がある。 | <p>【土木局】</p> <p>観音マリーナ施設の整備に当たり、（株）ひろしま港湾管理センター（当時：広島海洋開発株）に対して国及び県が無利子貸付を行っている。</p> <p>この貸付の財源は、国費と県の一般財源が半分ずつであり、平成 3 年から平成 6 年まで計 8 回、合計 2,185,710 千円を貸し付けた。</p> <p>今後、早期の資金回収を視野に入れ、国とも協議していくこととする。</p> |